

教育・研究

ア 初等・中等教育

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
障害児の就学決定 (文部科学省)	b 医学・科学技術の進歩を踏まえ、盲・聾・養護学校に就学すべき基準について見直す。	措置			(文部科学省) 「学校教育法施行令の一部を改正する政令」(平成14年4月24日政令第163号)により、国が定める盲・聾・養護学校への就学の基準について見直すとともに、市町村教育委員会が児童生徒の障害の状態に照らして、小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者については、小・中学校に受け入れることができるようにした。(平成14年9月1日施行)	一部措置 済	措置	
	c 個々の障害の状態に応じた高性能の補助具や補助手段の活用、施設・設備の状況などにより学校生活に支障がなく、就学先で受ける教育がその児童生徒に適切であると判断される場合には、教育委員会の判断により普通学校への就学を認めることができるようにする。	措置			(文部科学省) 「学校教育法施行令の一部を改正する政令」(平成14年4月24日政令第163号)により、国が定める盲・聾・養護学校への就学の基準について見直すとともに、市町村教育委員会が児童生徒の障害の状態に照らして、小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者については、小・中学校に受け入れることができるようにした。(平成14年9月1日施行)	一部措置 済	措置	

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
22各学校における自己点検評価制度の推進(文部科学省)	すべての小中学校において教育目標を作成することとなるよう促すとともに、その実現を適切に進めているかどうかについて点検するような自己点検評価を制度化する。	措置			(文部科学省) 小学校設置基準及び中学校設置基準において、学校が自己点検・自己評価の実施とその結果の公表に努めることを規定(平成14年4月1日施行)するとともに、施行通知や都道府県教育委員会等に対する説明会等で取組みを促した。		措置	
23学校や教員による情報発信の推進(文部科学省)	a 学校の概要(教員数、児童生徒数、校舎面積、教育目標、運営方針、教育計画等)や自己点検評価の結果などとともに、教員の教育方針等の情報発信を促進する。	措置			(文部科学省) 小学校設置基準、中学校設置基準等において、学校が、自己点検・自己評価の実施とその結果の公表に努めること、保護者等に対して情報を積極的に提供することを規定(平成14年4月1日施行)するとともに、施行通知や都道府県教育委員会等に対する説明会等で取組みを促した。		措置	

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
26コミュニティ・スクール導入のための法制度整備に向けた実践研究の推進 (文部科学省)	a 新たなタイプの公立学校である「コミュニティ・スクール(仮称)」の導入については、地域のニーズに機動的に対応し、一層特色ある教育活動を促し、また、伝統的な公立学校との共存状態を作り出すことにより、健全な緊張感のもと、それぞれの学校間における切磋琢磨を生み出し、結果的に学区全体の公立学校の底上げにつながることを期待されるものであることから、地域や保護者の代表を含む「地域学校協議会(仮称)」の設置、教職員人事や予算使途の決定、教育課程、教材選定やクラス編製の決定など学校の管理運営について、地域との連携を進め、学校の裁量権を拡大するとともに教育成果等に対する厳格なアカウントビリティを併せ持ち、保護者、地域の意向が反映され、独自性が確保されるような法制度整備に向けた検討を行う。	検討に着手		15年中に措置	(文部科学省) 平成14年4月、研究校を指定し、新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究を開始。平成14年5月、研究校、教育委員会及び文部科学省による連絡協議会を開催。			15年中に措置

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
b	モデル校による実践研究を行うに当たっては、校長公募制の導入、十分に広い通学区域の設定、教員採用における校長の人選の尊重、教育課程、教材選定、学級編制などにおける校長の意向の尊重等の要件を満たすよう努める。	措置			(文部科学省) 都道府県等からの応募に基づき、実践研究の研究テーマとして、校長公募、校長の意向を尊重した教職員人事、柔軟なカリキュラム編成、教材選定や学級編制などにおける校長の意向尊重等を設定している研究校を指定。		措置	

イ 高等教育

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
大学の自主性・自律性の向上 (文部科学省)	a 大学の学部の収容定員の範囲内における学科の新設・改廃及び学科定員の変更について、教育研究の質を確保しつつ大学の主体的な判断で機動的に行えるよう、届出制の導入を含め、現在の認可制を改める。このことについては、平成13年度中に有識者等による専門的な調査検討の結果を整理した上で平成15年までに結論を得るものとされている国立大学の独立法人化の検討と並行して検討し、結論を得る。なお、これらについて検討する際には、情報公開や評価などの事後チェックが全体として実務的に機能するよう方途についても併せて検討する。	審議会答申		検討・結論	(文部科学省) 平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。 (文部科学省) 国立大学の法人化を待たず、平成15年度より、大学・大学院、学部・学科の設置規制を柔軟化し、教育機関間の競争を活性化することとした。 中間とりまとめ(第1章3.(3)2)a)) 骨太2002(P6、第2部2.(1))	検討	検討	検討 (結論)

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
大学・学部 の設置規制 の準則主義 化 (文部科学 省)	<p>大学・学部等の設置、定員の変更の認可に当たっては、文部科学大臣は学生教官比率、学生校舎面積比率など大学の質の確保のために最低限必要な客観的基準を明らかにするとともに、現在、大学設置基準や大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定による審査基準など、様々な形式によって重層的に規定されている基準について、文部科学省令等によりその一覧性を高めるよう整理する。</p> <p>その際、それぞれの基準の必要性等を十分に吟味し、例えば、施設設備や教員組織の基準において不必要なものは廃止するなど、全体として最低限必要な基準となるよう厳選する。</p> <p>また、大学設置・学校法人審議会における審査事項や手続の在り方についても、上記の基準の厳選に応じて、軽減、簡素化を図る。</p> <p>さらに、学部の下部組織である学科については、届出のみで設置又は廃止を可能とする。</p> <p>なお、設置後において、基準が満たされなくなった場合には、文部科学大臣による是正措置等を講じるとともに、改善されない場合には閉鎖を命ずることができるようにする。</p>	審議会答申	検討・結論		(文部科学省) 平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。		検討・結論	

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規改革3年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
大学・学部 の設置等に 係る認可に 対する抑制 方針の見直 し (文部科学 省)	「平成12年度以降の大学設置に関する 審査の取扱方針」における「大学、学部の 設置及び収容定員増については、抑制的に 対応する」という方針を見直す。	審議会答 申	措置		(文部科学省) 平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大 学の質の保証に係る新たなシステムの構築に ついて」を得た。		措置	
大学の設置 等における 校地面積基 準、自己所 有比率規制 の緩和 (文部科学 省)	校地面積基準や校地の一定比率自己所 有規制の緩和を速やかに検討する。	審議会答 申	検討・結論		(文部科学省) 平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大 学の質の保証に係る新たなシステムの構築に ついて」を得た。		検討・結 論	
大学等の設 置における 制限区域の 廃止 (文部科学 省)	「平成12年度以降の大学設置に関する 審査の取扱方針」における、工業(場)等 制限区域及び準工業(場)等制限区域につ いての大学等の設置及び収容定員増に対 する抑制的取扱いを廃止する。	審議会答 申	措置		(文部科学省) 平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大 学の質の保証に係る新たなシステムの構築に ついて」を得た。		措置	

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
<p>第三者による継続的な評価認証(アクレディテーション)制度の導入(文部科学省)</p>	<p>大学の教育研究水準の維持向上の観点から、設置認可を受けたすべての大学に一定期間に一度、継続的な第三者による評価認証(アクレディテーション)を受けてその結果を公表すること等を義務づけるなどの評価認証制度を導入する。併せて、評価認証の結果、法令違反等の実態が明らかになった場合には、文部科学大臣により是正措置等を講ずることができることとする。</p> <p>なお、評価認証機関に対し、学識経験者等によって策定された評価のガイドラインに従って適切に評価を行うことが可能かどうかについて、文部科学大臣が認定を行なうものであり、不適切な評価認証を行ったような場合には、当該認定を取り消す。また、互いに質の高い評価認証サービスを提供することを競い合う環境を整えるため、株式会社も含め設立できることとし、特定の機関の独占としない。さらに、工学教育や医学教育などの専門分野別、高度専門職業人養成や通信制などの各種テーマ別の評価認証についても、その普及、支援を図る。</p>	<p>審議会答申</p>	<p>検討・結論</p>	<p>措置内容の深化・具体化</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>14年度中に、大学に対する第三者による継続的な評価認証(アクレディテーション)制度の導入促進を図ることとした。なお、社会のニーズを反映した客観性の高い評価認証制度を構築するため、民間研究者、外国人研究者、企業関係者などを幅広く評価者に含める。また、国立大学の法人化後の大学運営について、複数の民間機関等により評価を実施する。</p> <p>中間とりまとめ(第4章3.(2)3))</p> <p>骨太2002(第2部2(1))</p>		<p>検討・結論</p>	

ウ 研究開発等

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
国立試験研究機関等の研究者の流動性向上 (内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	b 産学官の間での研究者の流動性を高めるため、科学技術基本計画における任期制や公募制の活用等の検討を踏まえ、国立試験研究機関等がそれぞれ研究人材流動化促進計画を策定すること等を検討する。	策定			(経済産業省) 独立行政法人産業技術総合研究所においては、中期計画に基づき研究者の流動性を高めるべく、任期付任用制度を積極的に活用しているところ。それに加え、平成14年度上半期中に研究人材流動化促進計画を策定する。	一部措置済	検討 (結論)	
マッチングファンド制度の創設 (文部科学省)	大学や産業界の産学官連携へのインセンティブを高め、経済・社会ニーズに対応した研究開発を推進する観点から、企業が大学に出す資金に併せて国が資金を出すマッチングファンド方式による共同研究プログラムを創設する。	措置			(文部科学省) 平成14年度予算で措置済み。		措置	

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
大学発事業 創出実用化 研究開発の 推進 (経済産業省)	大学の研究成果を活用して、企業とTLO等が連携して行う大学の研究成果の事業化可能性探索のための実証化研究・開発について、企業側が研究資金等を拠出し、事業化計画を作成することを要件として、TLO等に対し、必要な経費の一部を助成する仕組み(いわゆるマッチングファンド方式)を創設する。	措置			(経済産業省) マッチングファンド方式については、平成14年度予算により創設済み。現在、同方式のもとで実証化研究・開発についての追加公募を行っており、9月上旬に採択・措置予定(1次公募分については既に採択・措置済み。)		措置	
大学と企業の実務者等による交流の推進 (内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	産学官連携を推進する観点から、大学と企業の研究の第一線のリーダーや実務者を中心にシーズとニーズの情報交換や対話・交流等の場を構築する。	措置			(農林水産省) 大学、企業、公的研究機関等に対し、農林水産研究開発に関する情報交換等のための講演会を本年度においても年間を通して実施。 (内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) 第1回産学官連携推進サミットの成果を踏まえ、6月15、16日に実務者レベルの産学官連携推進会議を開催。		措置	